

1 事業名

所沢市営住宅条例の一部改正

2 事業の概要

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用条項について所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法の改正に伴うものであり、公営住宅を有する他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

福島復興再生特別措置法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 8 4 号 所沢市営住宅条例の一部を改正する条例

(入居者の資格)

第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「老人等」という。）にあっては第 2 号から第 6 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）第 2 1 条又は福島復興再生特別措置法（平成 2 4 年法律第 2 5 号）第 4 0 条の規定により法第 2 3 条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者（以下「被災者等」という。）にあっては第 5 号及び第 6 号）の条件を具備するものでなければならない。

(1)～(6) 略

2・3 略

(入居者の資格)

第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「老人等」という。）にあっては第 2 号から第 6 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）第 2 1 条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成 2 4 年法律第 2 5 号）第 3 0 条に規定する居住制限者（以下「被災者等」という。）にあっては第 5 号及び第 6 号）の条件を具備するものでなければならない。

(1)～(6) 略

2・3 略